２０２６年1月３１日

令３－１２

肢ア
　侮辱教唆が成立することはない。正犯でも，侮辱罪，拘留又は科料
　教唆まで処罰すると広がりすぎ。可罰的違法性の問題

肢イ
　名誉毀損罪，成立することはある。弁護活動のためだから，違法性が阻却されるのでは。
　阻却されるには，社会的に相当な行為である必要がある。

　行為無価値，結果無価値を意識する。実質的に判断して阻却されるかを決する。

肢ウ
　毀損して，現実に害されていなかったとしても，名誉毀損罪成立。
　文理上はあたらないと思えるが，刑法の目的が達成されない。
　刑法の目的，社会的相当性を逸脱した行為から法益侵害やその危険性の発生を抑える点にある。結果が発生していなくても，危険性がある以上，処罰しなければ刑法の目的が達成しないこととなる。
　処罰する必要あり。「毀損した」の文言。抽象的危険犯，抽象的な危険の発生をもって，法益侵害の結果と見る。
　犯罪成立。

肢エ
　私生活，公共の利害に関する事実にあたらないが筋。
　不都合，常にあたらないと，表現の行為が制限される。
　影響力などを考慮すれば，公共の利害にあたる場合もある。社会的に相当な表現行為を保護する。

肢オ
　何をもって社会的相当するか。個人レベルで発信する場合，そのレベルで調査すればよいのではという疑問もあるが，それで違法性阻却されると，法益保護が図れない。

　一般人を基準に社会的相当かどうかで判断

令３－１３

甲に殺人未遂罪を認める論拠として適切なものを探す。
事例は，利用者甲の行為はあるが，被利用者の行為はない。

肢ア
被利用者基準説に立つと，この場合，甲に殺人未遂罪は成立しないと異なる。
殺人未遂罪が成立するという，本件の考えは妥当しない。

肢イ
申し込んだ時点で，ほぼ確実。
そう考えれば，利用行為の段階で，危険性が発生したといえる。
殺人未遂罪，成立。

肢ウ
実行の着手を，計画上，なすべき行為を行った時点とすれば，利用行為に着手をもってこれる。殺人未遂罪，成立

肢エ
自ら実行する場合で殺人未遂罪が成立するには，乙宅の到着が必要。本件は，届いてない。したがって，乙宅到着がないので，殺人未遂罪が成立しない。

肢オ
既遂との関係で時間的に切迫した危険の発生が必要。本件の場合はない。未遂

令３－１４

肢ア

証拠隠滅罪の教唆は成立する。正犯にならないが教唆になるか。

処罰の必要性高い。他人を巻き込まないことまでは，期待可能性がないとはいえない。

肢イ

証拠隠滅は，成立するが。処罰阻却事由になる。任意的免除。適法行為の期待可能がない。政策的免除

肢ウ

刑事事件，民事のものを燃やしても成立しない。民事の執行を免れる行為で，刑罰。

自由刑が科されるのは，処罰が重すぎ。

肢エ

偽証の教唆が成立。証拠隠滅より重い。刑事司法作用への影響も大きい。

肢オ

捜査が開始されていない段階でも，証拠隠滅罪成立。保護すべき，国家法益がないのではないか。危険な行為を防止できない。抽象的危険の段階で，既遂として処罰する。

令３－１５

①ｂ

違法身分，１項，責任身分，２項。

違法は連帯，責任は個別

②ｆ

身分が違法性と責任に区別するのは困難

③ｃ

成立と科刑。６５条１項共犯成立，２項は科刑と読む

④ｄ

犯罪の成立と科刑が分離されることになる。

⑤ａ

構成身分，真正身分犯。身分によって軽重。不真正身分犯

⑥ｅ

真正身分が連帯で不真正身分が個別の実質的根拠が明らかでないとする批判がある。

ａは，形式条文を根拠としているので，想定できるだろう。

⑦ｊ

不真正身分。実行行為が同じであることに着目。

⑧ｉ

真正身分。場所隔離を生じない行為を特別に処罰する。

２１７条とは全く別の行為を処罰することに着目

身分があって初めて処罰できる。

⑨ｋ

場所的隔離が生じていない。

保護責任者不保護罪の状態。真正身分犯，２１８条が成立。

⑩ｌ

場所的隔離が生じている。不真正身分の問題になる。

２１７条の罪の教唆犯が成立する。

⑪ｈ

違法身分，遺棄の違法性を加重するに着目

いずれも，２１８条成立。隔離しようがしまいが関係ない。

令３－１６

肢１

甲には，放火予備成立しない。現住建造物以外の放火に関して予備罪はない。

１０８，１０９条１項。刑が重いことが想定。

肢２

延焼罪，自己から他人。結果的加重犯。延焼の認識不要。

肢３

公共の危険の認識は不要。客観的処罰条件。

毀棄罪との区別の問題意識がある。「よって」とある，認識不要。

肢４

延焼の危険。住居を燃やそうとして，１メートルしか離れていない木造倉庫を焼損させている。住居に対する現実的に危険な行為をしている。１０８条未遂成立。

肢５

殺害した以上は，現住性が失われる。人もいない。なお，犯人は含まれない。

非現住建造物等放火罪となる。

令３－１７

肢１

「急迫」というには，法益の侵害が現に存在していることは要しない。

差し迫っていても，対応の必要性はある。

肢２

「やむを得ずにした行為」，行為の相当性が必要。結果の相当性は不要。

不正をした相手方に対して，とっさの判断で結果の相当性まで要求するのは酷。

肢３

正当防衛成立には，客観的に急迫不正の侵害必要，ないのに行った場合は，誤想防衛。

これが成立すると，責任故意が阻却される。違法性阻却事由の錯誤。

違法性の意識の可能性がなくなる。

肢４

「権利」，国家的法益，社会的法益も，これに含まれる。

文理上はあたらないと思えるが，社会通念上相当な行為として防衛する行為を認めるべきである。

肢５

「不正の侵害」，可罰的な行為であることは要しない。

不正は違法。

違法性あれば可罰的が原則だが，例外的に責任が阻却されるようなケースも考えられる。